

居宅介護支援事業の運営規程

第1条 医療法人九州千雅が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業所は、要介護者等が保健医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成すると共に、居宅サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保険施設等の紹介その他の便宜の提供を行う。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者提供される居宅介護サービス等が特定の種類又は特定の居宅介護サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 上記の他「延岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年3月28日条例第16号）の具体的取り扱い方針を遵守する。

（事業所の名称等）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 螢邑苑
- (2) 所在地 延岡市北川町川内名 7055-2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人（主任介護支援専門員） 介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の業務を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上（うち1人 管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日 ※勤務の形態による

ただし、国民の祝日、及び夏期・冬期の指定日を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 事業の提供方法・内容は次の通りとする。

(1) 提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所 当事業所、利用者の自宅
- ② 利用する課題分析表の種類 ガイドライン方式
- ③ サービス担当者会議の開催 原則として利用者の自宅、又は当事業所内
- ④ 居宅訪問 原則として居宅サービス計画作成前及び月1回としその他必要に応じて

(2) 内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- ③ 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- ④ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設等の紹介
- ⑤ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第8条 延岡市の区域

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

- 2 第8条に規定した通常の事業の実施範囲を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。
- 3 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
 - 5 従業者は、居宅介護支援の提供中において、利用者の病状及び生活に緊急事態が生じた場合には、速やかに、主治医、救急隊、親族、当該市町村等に連絡するなどの措置を講じるものとする。
 - 6 事業所及び従業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況やとった処置についての記録を行い、事業所が賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 7 従業者は、提供した居宅介護支援に関する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
 - 8 事業所は、身体拘束等を原則禁止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 9 感染症や災害が発生した場合、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。
 - 10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関して、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し研修及び訓練を実施するものとする。
 - 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

<サービス相談・要望・苦情等の窓口>

螢邑苑 (受付時間 月～土曜日 8:30～17:30)
電話番号(代表) : (0982) 46-2295

<その他の窓口>

延岡市役所 介護保険課 計画指導係 (受付時間 月～金曜日 8:30～17:15)

電話番号 : (0982) 22-7069

宮崎県国民健康保険団体連合会 (受付時間 月～金曜日 8:30～17:15)

電話番号 : (0985) 35-5301

(付則)

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 3月 31日に変更し施行する。
- この規程は、平成19年 10月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成21年 7月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成21年 9月 10日に変更し施行する。
- この規程は、平成22年 2月 22日に変更し施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成25年 12月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成27年 12月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成29年 7月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成30年 8月 1日に変更し施行する。
- この規程は、平成31年 3月 15日に変更し施行する。
- この規程は、令和3年 1月 1日に変更し施行する。
- この規程は、令和3年 7月 12日に変更し施行する。
- この規程は、令和4年 3月 1日に変更し施行する。
- この規程は、令和5年 5月 1日に変更し施行する。
- この規程は、令和5年 6月 1日に変更し施行する。
- この規程は、令和6年 4月 1日に変更し施行する。